

## 新型コロナウイルス感染症関連市内中小企業者向け支援策について

内容	対象となる場合	支援策	概要	相談窓口	申請期間
給付金 支援金 補助金 等	売上が前年同月比50%以上減少している。	(国) 持続化給付金	給付額:中小法人等…最大200万円 個人事業者…最大100万円	持続化給付金事業コールセンター 0120-115-570(8/31以前に申請された方) 0120-279-292	令和2年5月1日～令和3年1月15日
	自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払っている。	(国) 家賃支援給付金	給付額:法人…最大600万円 個人事業者…最大300万円	家賃支援給付金コールセンター 0120-653-930	令和2年7月14日～令和3年1月15日
	都内で土地・建物を賃借しており、国の家賃支援給付金の給付決定を受けている。	(都) 東京都家賃等支援給付金	給付額:中小企業等…最大37.5万円 個人事業者…最大18.75万円	東京都家賃等支援給付金コールセンター 03-6626-3300	令和2年8月17日～令和3年2月15日
	東京都からの酒類の提供を行う飲食店及びカラオケ店に対する営業時間短縮の要請に全面的に協力した。(11/28～12/17実施分)	(都) 営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(11/28～12/17実施分)	支給額:40万円(1事業者あたり)	東京都ステッカー申請・感染拡大防止協力金相談センター 03-5388-0567	令和2年12月18日～令和3年1月25日
	東京都からの酒類の提供を行う飲食店及びカラオケ店に対する営業時間短縮の要請に全面的に協力した。(12/18～1/11実施分)	(都) 営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(12/18～1/11実施分)	支給額:100万円(1事業者あたり)	東京都ステッカー申請・感染拡大防止協力金相談センター 03-5388-0567	今後、都HPで公表予定
	テイクアウト・宅配・移動販売を始めた。	(東京都中小企業振興公社) 業態転換支援(新型コロナウイルス感染症緊急対策)事業(助成金)	助成額:最大100万円 補助率:4/5以内	公益財団法人東京都中小企業振興公社 経営戦略課業態転換担当 03-5822-7232	令和2年12月29日～令和3年2月26日
	新型コロナウイルス感染症の予防策として、サーモグラフィ・パーテーション等を設置した。	(東京都中小企業振興公社) 新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン等に基づく対策実行支援事業	助成額:最大50万円 ※内装・設備工事費を含む場合は100万円 補助率:2/3	公益財団法人東京都中小企業振興公社 感染予防対策ガイドライン実行支援事業事務局 03-4326-8174	令和2年6月18日～令和3年2月28日
	経営計画を策定して販路開拓に取り組む。 (小規模事業者対象)	(国) 小規模事業者持続化補助金	補助額:最大50万円 補助率:2/3 ※「一般型」の場合 ※「コロナ特別対応型」は受付終了	八王子市商工会議所 042-623-6311	～令和3年2月5日(一般型)
	事業活動の縮小を余儀なくされた場合に一時的な雇用調整(休業、教育訓練または出向)をした。	(国) 雇用調整助成金	事業主に雇用された雇用保険被保険者に対する休業手当を助成(上限あり)	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター 0120-60-3999	～令和3年2月28日まで ※12月31日までの調整分
子どもの世話をすることが必要となった従業員に対し有給休暇(年次有給休暇を除く)を取得させた。	(国) 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金	有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額を助成(上限あり)		～令和3年3月31日 ※12月31日までの調整分	
固定資産税 都市計画税 の軽減	令和2年2月～10月までの連続する(任意の)3か月間の事業収入が対前年同期比で一定割合減少している。	固定資産税・都市計画税の軽減	令和3年度の事業用家屋及び償却資産に係る固定資産税・都市計画税を以下のとおり軽減 事業収入が50%以上減少…全額 事業収入が30%以上50%未満減少…1/2	八王子市税務部資産税課 042-620-7223	～令和3年2月1日
	令和3年3月31日までに八王子市が策定する「導入促進基本計画」に基づき「先端設備等導入計画」の認定を受けた。	固定資産税の軽減	一定の設備及び事業用家屋と構築物を新規取得した場合、新規取得設備等に係る固定資産税を3年間にわたりゼロに軽減	八王子市税務部資産税課 042-620-7221	～令和3年3月31日
資金繰り支援	売上が前年同月比20%以上減少している。	セーフティネット保証4号(突発災害) 【民間系・信用保証付融資】	保証:借入債務の100%(一般枠と別枠で最大2.8億円)	八王子市産業政策課 042-620-7252 東京信用保証協会 八王子支店 042-646-2511	～令和3年3月1日
	売上が前年同月比 5%以上減少している。	セーフティネット保証5号(指定業種の業況悪化) 【民間系・信用保証付融資】	保証:借入債務の 80%(一般枠と別枠で最大2.8億円)		～令和3年1月31日
	売上が前年同月比15%以上減少している。	危機関連保証 【民間系・信用保証付融資】	保証:借入債務の100%(一般枠と別枠で最大2.8億円) ※セーフティネット保証4号・5号との併用可		～令和3年1月31日

## 新型コロナウイルス感染症関連市内中小企業者向け支援策について

内容	対象となる場合	支援策	概要	相談窓口	申請期間
融資	売上が前年または前々同月比5%以上減少している。	新型コロナウイルス感染症特別貸付 (国民生活事業) 【政府系・無利子無担保融資】	貸付額:最大8,000万円(一般枠と別枠) 償還期間:20年以内(設備資金)/15年以内(運転資金) 据置期間:5年以内	日本政策金融公庫 八王子支店 042-646-7711	-
		新型コロナウイルス感染症特別貸付 (中小企業事業) 【政府系・無利子無担保融資】	貸付額:最大6億円以内(一般枠と別枠) 償還期間:20年以内(設備資金)/15年以内(運転資金) 据置期間:5年以内	日本政策金融公庫 立川支店 042-528-1261	
		新型コロナウイルス感染症特別貸付 (中小企業向け制度) 【政府系・無利子無担保融資】	貸付額:最大6億円以内 償還期間:20年以内(設備資金)/15年以内(運転資金) 据置期間:5年以内	商工組合中央金庫 八王子支店 042-646-3131	
		マル経融資 (小規模事業者経営改善資金) *新型コロナウイルス対策の特例 【政府系・無利子無担保融資】	貸付額:最大1,000万円(一般枠と別枠) 償還期間:10年以内(設備資金)/7年以内(運転資金) 据置期間:4年以内(設備資金)/3年以内(運転資金) (一般枠の貸付上限額は2,000万円)	日本政策金融公庫 八王子支店 042-646-7711 八王子商工会議所 042-623-6311	
融資	セーフティネット保証または危機関連保証の区市町村認定を受けた	感染症対応融資(全国制度) 【政府系・無利子無担保融資】	貸付額:最大4,000万円 償還期間:10年以内(設備資金、運転資金) 据置期間:5年以内(設備資金、運転資金)	東京都産業労働局金融部金融課 03-5320-4877	-
	最近3か月の売上又は今後3か月の売上見込みが令和元年12月以前の直近同月比で5%減少している。	新型コロナウイルス感染症対応緊急融資 【東京都・融資】	貸付額:最大2億8,000万円(無担保8,000万円) 償還期間:15年以内(設備資金)/10年以内(運転資金) 据置期間:5年以内		
税 保険料 猶予等	国税を期限内に支払うことが困難である。	国税の徴収猶予	国税の徴収や財産の換価を猶予 (令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来するもの)	国税局猶予相談センター(東京国税局) 0120-948-271	納期限まで
	都税を期限内に支払うことが困難である。	都税の徴収猶予	都税の徴収や財産の換価を猶予 (令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来するもの)	八王子都税事務所 042-644-1111	納期限まで
	市税を期限内に支払うことが困難である。	市税の徴収猶予	市税の徴収や財産の換価を猶予 (令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来するもの)	八王子市税務部納税課 042-620-7224	納期限まで
	国民健康保険税を期限内に支払うことが困難である。	国民健康保険税の徴収猶予	国民健康保険税の徴収や財産の換価を猶予 (令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来するもの)	八王子市医療保険部保険収納課 042-620-7237	納期限まで
	厚生年金保険料を期限内に支払うことが困難である。	厚生年金保険料等の納付猶予	厚生年金保険料等の納付を猶予	八王子年金事務所 042-626-3511	随時
	国民年金保険料を期限内に支払うことが困難である。	国民年金保険料の免除	保険料の納付を免除 (令和2年2月分以降の保険料が対象)	八王子年金事務所 042-626-3511	随時
各種 相談 窓口	経営や資金繰りに関する相談をしたい。	新型コロナウイルスに関する中小企業者等特別相談 窓口		資金繰りに関する相談 東京都産業労働局金融部金融課 03-5320-4877 経営に関する相談 公益財団法人東京都中小企業振興公社 総合支援課 03-3251-7881	随時
	経営等事業に関する相談をしたい。	新型コロナウイルスに関する特別相談窓口		八王子商工会議所 042-623-6311	随時
	テレワークを導入したい。	テレワークに関するワンストップ相談窓口		東京テレワーク推進センター 03-3868-0708	随時